

令和7年度福祉・介護職員処遇改善加算等改善計画について  
【職員周知】

社会福祉法人 愛光会

賃金改善実施期間	令和7年4月～令和8年3月
算定する加算の区分	☆ 令和7年4月～令和8年3月（新加算） ・ 処遇改善加算（I）
処遇改善加算等見込額	95,808,876 円
	円
	円
賃金改善見込額	96,000,000 円

【賃金改善方法について】

(1) 基本給

- ・ 定期昇給      ・ 定期昇給に伴う賞与の増加分 **【継続】**

(2) 役職手当

- ・ 月額10,000円～50,000円を支給 **【新規】**

(3) 資格手当

- ・ 月額 5,000円～30,000円を支給（上限50,000円） **【新規】**

(4) 宿直手当

- ・ 1回当たり3,500円 から 1回当たり8,000円 **【継続】**

(5) 夜勤手当

- ・ 1回当たり 0円 から 1回当たり7,000円 **【継続】**

(6) 賞与（6月勤勉手当）

- ・ 職員人事考課の評定結果により支給 **【継続】**

(7) 賞与（3月期末手当）

- ・ 処遇改善加算に残額があった場合に支給 **【変更】**

(8) パートタイム【日給】職員

- ・ 6月と12月に賞与（勤勉手当）を支給 **【継続】**

(9) パートタイム【時給】職員

- ・ 1日当たり500円を支給 **【継続】**

(10) 上記(1)～(9)の改善に伴う法定福利費増額分

## 【キャリアパス要件について】

### 要件Ⅰ

- イ. 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ロ. 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ハ. 上記の内容について就業規則等の明確な根拠規定を整備し周知している。

### 要件Ⅱ

- イ. 研修の実施又は研修の機会を確保
  - ・ 研修計画を年度で作成し、技術の向上を図っていく。（Web研修等）
  - ・ 研修受講の勤務の調整。休暇の付与及び資格手当の支給。

### 要件Ⅲ

- イ. 介護職員について一定の基準に基づき定期的に職給する仕組みを設けている。
  - ・ 経験に応じて昇給する仕組み
  - ・ 資格に応じて昇給する仕組み
  - ・ 一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組み

### 要件Ⅳ

- イ. 経験技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。

※小規模事業所等で加算額全体が少額である場合などは、適用が免除されます。

### 要件Ⅴ

- イ. サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。

## 【月額賃金改善要件について】

### 要件Ⅰ

- イ. 新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、月額（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てる。

### 要件Ⅱ

- イ. 前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引上げ）を行う。

【職場環境等に関する取組みについて】

区 分	内 容
入職促進に向けた取組	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等
	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取組	⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
	⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている
	⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

【見える化要件について】

- ・愛光会のホームページに掲載